

亀山市公告第38号

令和6年6月28日付け亀山市公告第37号で公告した内容の一部について、次のように訂正する。

令和6年7月3日

亀山市長 櫻井 義之

次の表の訂正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

訂正後	訂正前
<p>2 参加資格要件</p> <p>本業務の優先交渉権者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>[(1) ~ (10) 略]</p> <p>(11) 管理技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>(12) 照査技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>[(13) 及び (14) 略]</p>	<p>2 参加資格要件</p> <p>本業務の優先交渉権者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>[(1) ~ (10) 略]</p> <p>(11) 管理技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を<u>専任</u>で配置すること。</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>(12) 照査技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を<u>専任</u>で配置すること。</p> <p>[ア及びイ 略]</p> <p>[(13) 及び (14) 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	